

奈良県営水道訓令第4号



奈良県水道局物品取扱規程（昭和四十五年七月奈良県営水道訓令第2号）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第二条第一号中「及び」の下に「課の室並びに」を加え、同条第二号中「及び」の下に「室長並びに」を加える。